



RA'-0721

0139

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ドイツの戦犯問題

三〇・八一六
戦犯局 五五課

一、ドイツ政府の軍事上の立場

ドイツ政府は戦犯を戦犯として適合する判決を承認しない、
その立場をとり、戦犯平和協定の条に於いても判決の効力
如何は問わぬ、一般に戦犯と称せしめることの言明を
又、その内における戦犯者の管理は合人適合な戦犯軍の件に於ける
用い、林、かかる立場から従来ドイツは戦犯を以て対して
戦犯の上条件解放を要求しつづけ、手あつかひ、二〇五五は

在外公館

日本が対日平和協定の成立に際し、判決を承認し、かつ
その利の執行を引受け、するの必要を感ずる。

二、いわゆるドイツ人戦犯の数

以下に戦犯中のもの

イ) 主眼	一九五五年八月六日現在	八九名	(一九五五年八月六日現在)
(a) シュパンタウ刑務所(ベルリン、米英仏ソ四国管理)	六名		
(b) ランズベルグ	ニ	(米軍管理)	三九名
(c) ユーセル	ニ	(英軍管理)	二五名
(d) ヴィフトリック	ニ	(仏軍管理)	一九名

(四) 在外公館に戦犯中のもの

戦犯名(一九五五年二月十五日の現在)

三二五より一五八を減らすとの

英パリ協定発効後の措置

に基く混合委員会設置の取組

本年五月五日に発効したパリ協定の一部をなす「戦争と占領から生じた諸問題の処理のための条約」第六条に基く、混合委員会が設置された。同委員会は、刑を終了、刑の軽減又は仮出所を關係各國に勧告する権限を有し、各連合の勸告の場合、刑を科する國に拘束する。六名の委員をもつ構成、内ドイツ人三名、英米佛各一名で組織される。委員はそれぞれその屬する國の政

外務省

府の任命するが、勸告を行うに當つては、委員は其の政府の指示をうけな。刑を終了、軽減又は仮出所を許可する権利は、各連合の關係各國によつて行使せらる。この権利は、委員会が勸告を行つた後でなければ行使することゝせず、委員会が全員の一致の勸告は刑を科した國に拘束する。但し、委員会の職務は、判決の妥当性も問題にするところ、四國政府の一の要請があつたときにのみ執行される。委員会は本年八月より第一回会合を行ひ、いづかの職務を開始した。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0721

0141

ドイツ戦犯釈放状況

	1.4.'50	10.1.'53	20.11.'53	25.4.'54	20.5.'54	30.10.'54	20.12.'54	1.'55	15.2.'55	31.3.'55	5.5.'55	27.7.'55	6.8.'55	
Landsberg (米)	665	311	290	179	155	118	94	87	84	80	74	43	39	
Werl (英)	380	105	79	67	65	40	34	33	33	32	30	27	25	
Wittlich (仏)	273	90	74	52	52	45	46	38	35	34	19	19	19	
Total	1318	506	443	298	272	203	174	158	152	146	123	89	83	
Spandau	7				7				6	6	6		6	
Belgien	126				5		5				5			
Brasilien	7				-									
Danemark	53				-									
Frankreich	867				130		109				86		53	
Griechenland	3				-									
Holland	218				59						52			
Italien	11				1		1				1			
Jugoslawien	947				-									
Luxemburg	23				5		3				3			
Norwegen	51				-									
Schweiz	25				10		8							
U.S.A.					3									
Total	2338				220				157					
Grand Total	3656				492		359		315					

外務大臣官房戦犯室

RA'-0721

0142

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

ドイツ戦犯について

一 各国における戦犯として告訴判決されたドイツ人の
数は正確には分らない。

二 戦犯と収別に分類するとは行はれない。

三 刑期は死刑を期徴役一年から三ヶ月の
有期徴役である。

四 戦犯の復服役者数と推移は別表のとおりで

公 信 案

外 務 省

あるが、独逸外の方には不明確である。

五 ドイツ人服役者四分の一が戦斗部隊の所属者で、

其他は国防軍の命を受け監視隊員、警官、

軍属及び民間人である。

六 罪状は主として独逸戦争捕虜および民間人の

殺害、虐待その他財産の破壊および掠奪である。

七 服役中の待遇はドイツ内外約二つの拘置所に

公 信 案

外 務 省

RA'-0721

0143

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公
信
案

外
務
省

收容されしものを同一に扱ふ。
ハ服従上の恩典も右に同じであるが、未決通算
善行特典、後釈放は、いふれも認めざる。但し
その裁量は、拘置所によつて異なる。

RA'-0721

0144

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan